

工事書類の統一化を 進めます

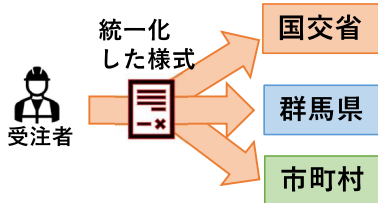
各都県の建設業協会からの要望を踏まえ、国が主体
 となって関東地方整備局管内の都県・政令市とともに
 工事書類の統一化に取り組んでいます！

**県工事書類(29種類)を
国様式に統一します!**

書類作成手間が大幅に削減されます！

1 どの発注機関でも1つの様式で提出可能に！

メリット



2 書類の記載項目が削減され、必要最低限の記入でOK!

メリット

※書類の数が増えることはありません！

③ 任意の様式を様式化し記載内容を定めることで、発注者側からの不必要な資料の要求を防止！

メリット



令和7年4月1日より、統一様式の使用がスタート！

**令和8年3月31日までは移行期間として
従来の県様式も併用できます！**

移行期間中に市町村との調整も進めます

新様式の詳細や記入方法については、以下の方法でご確認ください。

群馬県基準通知システム（アクセスはこちらから👉）

問い合わせ先

群馬県土木整備部建設企画課技術調査係 (TEL:027-226-3531)



← Clickで
アクセス
できます

工事関係書類の統一化対象書類一覧表

合計 29種類が統一化されます！

契約関係書類（13書類）

- ① 現場代理人等通知書・經歷書
 - ② 請負代金内訳書
 - ③ 工程表、変更工程表
 - ④ 請求書・請求内訳書
 - ⑤ 工事履行報告書
 - ⑥ 認定請求書
 - ⑦ 指定部分完成通知書
 - ⑧ 指定部分引渡書
 - ⑨ 工事出来高内訳書
 - ⑩ 請負工事既済部分検査請求書
 - ⑪ 工期延期届
 - ⑫ 完成通知書
 - ⑬ 引渡書
- 



工事関係書類（16書類）

- ⑭ 建退共掛金収納書
- ⑮ VE提案書
- ⑯ 工事打合せ簿
- ⑰ 材料確認書
- ⑱ 段階確認書
- ⑲ 工事事故速報
- ⑳ 修補完了届
- ㉑ 部分使用承諾書
- ㉒ 支給品受領書
- ㉓ 支給品精算書
- ㉔ 建設機使用実績報告書
- ㉕ 建設機械借用・返納書
- ㉖ 現場発生品調書
- ㉗ 出来形管理図表
- ㉘ 品質管理図表
- ㉙ 創意工夫・社会性等に関する実施状況

統一化後も現行と
同じく自由様式
での提出も可

「書類作成支援ツール」(Excel)を用意します！

必要項目を入力することで工事書類を一括で作成できます！

【発注機関選択シート】

関東ブロック 工事書類の統一様式 No.3版

関東地方整備局、埼玉県建設局

Step 1 → ① 発注機関: **群馬県** (ドロップダウンリストより 発注機関を選択)

② 様式の表示: 選択

③ 様式の抽出: **シート保存(抽出)** ← **Step 2**

選択・抽出した発注機関の様式
【Excelファイル(xlsx形式)】を使用し
工事関係書類を作成

※ 抽出したファイルは、通常のExcelと同じように使用できます。

【基本情報シート】（※項目を抜粋して表示）

【基本情報入力】（黄色で着色されたセルに入力してください）

工 事 名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
当 初 契 約 日	令和〇年〇月〇日
起工番号・工事番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇
預 負 代 金	0,000,000

Step3

書類作成 簡単3ステップ!

Step1：発注機関を選択！

Excelの【発注機関選択シート】のドロップダウンリストより「群馬県」を選び、**選 択**をクリック！

Step 2 : シート保存ボタンをクリック！

シート保存(抽出) のクリックで、
工事関係書類 (Excel) を一括保存！



Step 3 : 工事の基本情報を入力！

保存したExcelの【基本情報シート】に工事名や
契約日等の工事基本情報を入力するだけで、
入力情報が全様式に自動で反映！

工事書類の統一化にかかる新様式の運用スケジュール

令和6年度		令和7年度(移行期間)	令和8年度
令和7年3月		令和7年4月～令和8年3月	令和8年4月～
	技術基準 発出 各種要領 の改定	建設工事関係書類様式集に掲載している「新様式」と「旧様式」の併用が可能※1 ※1 「技術基準(「工事関係書類の統一化」の取扱い)について(通知)」(令和7年〇月〇〇日付建企第30011-〇〇号)を参照	建設工事関係書類様式集に掲載している「新様式」のみ使用可能
R7.3.31 以前 契約工事		R7.4.1～ 新様式の使用開始	R8.4.1～ 新様式の使用原則化
		旧様式を使用 (新様式を使用する場合は監督員の承諾を得ること)	新様式を使用 (旧様式は使用不可)
R7.4.1 以降 契約工事		新様式を使用(旧様式の併用も可)	新様式を使用 (旧様式は使用不可)

※ぐんま電子納品システム登録様式※2について

令和8年3月31日まではシステム登録様式は旧様式のままとなり、令和8年4月1日からシステムに新様式が反映されます。
そのためぐんま電子納品システムを利用する工事については、書類作成時にシステムに登録されている様式を使用してください。

※2 工事打合せ書
段階確認書
履行報告書
認定請求書